

岩手県監査委員告示第6号

監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 中部教育事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年10月31日

イ 本監査実施日 平成30年12月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年2月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、212,374円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた期末手当及び勤勉手当については、平成30年12月26日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立一関清明支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年11月8日

イ 本監査実施日 平成30年12月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成31年2月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 勤勉手当及び通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、60,420円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支給すべき金額より多く支給していた勤勉手当については、平成30年12月17日、通勤手当については、平成31年1月28日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、37,542円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費については、平成30年12月6日に追給した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。